

オピニオン

人生のおしまいは自分流で

山崎俊二・葬送の自由をすすめる会中国支部長



自然葬を考える

NPO法人葬送の自由をすすめる会(本部・東京)は1991年の発足以来、海や山などに遺灰をまく自然葬の普及に努めてきた。あわせて「葬送基本法」の制定運動を通じ、法的な裏付けも求めている。自然葬をめぐる現状について、山崎俊二中国支部長(87)に聞いた。

(聞き手は論説委員・木ノ元陽子、撮影・大島智則)

「自然葬そのものを「法に触れるのでは」と心配する声があります。」

葬送に関する現行法は「墓地埋葬法」です。墓地以外の埋葬を禁じており、戦後間もない48年にできました。土葬が多い

時代、「伝染病」の拡散防止が目的だったようです。遺灰をまく葬送は想定しておらず、よって同法の対象にはならない。私たちの会が初めて自然葬に踏み切った91年に、法務省、旧厚生省とも「違法ではない」との見解を示しています。

「ではなぜ「葬送基本法」が必要なのでしょうか。」

「違法ではない」では不十分です。黙認してもらっているみたいでしょう。慣習や世間体にとらわれず、誰もが自分に合った葬送を行っていいんだという権利を、明確に認めるべきで

す。選択肢の一つが自然葬。会では議員立法を目指し、運動を広げています。

「そもそも、自然葬とはどんな考え方に基づくものですか。」

人間も自然界の一部。だから自然に還ろうという考え方で。万葉集にも遺灰をまいて亡き人をしのぶ歌があるように、もともとは日本の伝統的葬法だったのです。

「今、自然葬への関心が高まっていると感じますか。」

はい。会がこれまでにお手伝いした自然葬は全国で約1700件、見送った方は3千人以上にのぼります。中国支部では44件で55人。件数と人数が合わないのは、複数の人の遺灰を同時にまく人がいるから。さまざま理由で墓がつくれず、やむなく家に遺骨を置いたままにして

いる人は結構いるんです。一墓の維持管理を心配する高齢者は多いですね。核家族化や少子高齢化で、お墓を守り切れない時代になってきているのは確か。私が住む具にも

やまのき・しゅんじ 田満州(中国東北部)生まれ。東京帝国大(現東京工芸学部)卒。1947年住友金属工業に入社し、84年に退職。同年、96年、呉市の旧製鋼社長。退任の同年、葬送の自由をすすめる会中国支部に入会し、98年から支部長。中国地方での44件の自然葬は全て瀬戸内海で実施。その多くに立ち会ってきた。実費は船のチャーター料など10万円前後という。

不安を先送りせず、自ら備えることが大事ですね。会員の中にも、子どもには期待できないと墓を処分した人がいます。自分が死んだら、亡き

一高齡世帯では医療や介護の費用負担が重くのしかかり、「死後のことまで考えられない」という声を聞きます。

告別式などはせず火葬だけの「直葬」も増えている。経済的な理由も背景にあるのでしょう。老後の不安には社会保障制度による対応策がある。でも死後の不安への対策は、これと

いってない。まさに自己責任です。

「自身は、どんな葬送を希望しているのですか。」

もちろん自然葬。私は転勤族で最後の勤務地が呉でした。長男として静岡にある実家の墓をどうするか、自分の墓をどうするか…。嫁いだ娘に負担はかけたくない。昨年、実家の墓は処分し、両親の遺骨は永代供養墓に移した。私はそこに入らず東京湾に還してもらいます。東京生まれの妻の希望ですね。墓は残された人の胸にあると思っている。故人を思い出すことが一番の供養ではないでしょうか。

